

【H30決算版】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

日野市の平成30年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,572,679 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障施策に要する経費 32,863,543 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
「国」による分類	「日野市」による分類:「目」		国都支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	302,607	131,774	0	2,824	17,332	150,677
	発達支援費	110,311	18,356	0	31,046	6,283	54,626
	障害福祉費	4,913,580	3,391,013	0	0	157,068	1,365,499
	老人福祉費 (介護・後期繰出金除く)	339,191	83,704	0	10,157	25,308	220,022
	老人福祉施設費	239,874	13,278	0	2,010	23,168	201,418
	児童福祉総務費	4,573,854	3,301,092	0	12,334	130,026	1,130,402
	児童運営費	763,387	379,238	0	4,721	39,142	340,286
	ひとり親福祉費	49,057	33,369	0	167	1,601	13,920
	保育園費	8,059,900	3,710,556	43,000	861,663	355,353	3,089,328
	児童館費	293,762	2,635	0	1,420	29,886	259,821
	扶助費 (生活保護経費)	4,652,309	3,585,246	0	0	110,078	956,985
	放課後子ども育成費	756,172	453,133	0	117,326	19,158	166,555
	幼児教育援助費	378,592	132,562	0	0	25,380	220,650
	計	25,432,596	15,235,956	43,000	1,043,668	939,783	8,170,189
社会保険	国民健康保険事業費	1,797,618	429,249	0	0	141,161	1,227,208
	介護保険特別会計及び後期 高齢者医療特別会計繰出金	3,418,471	262,839	0	79,756	317,307	2,758,569
	計	5,216,089	692,088	0	79,756	458,468	3,985,777
保健衛生	保健衛生総務費	8,670	5,367	0	1,923	142	1,238
	予防費	460,264	175,510	0	18,235	27,494	239,025
	健康管理費	745,924	95,975	0	5,020	66,531	578,398
	病院費	1,000,000	221,976	0	0	80,261	697,763
	計	2,214,858	498,828	0	25,178	174,428	1,516,424
		32,863,543	16,426,872	43,000	1,148,602	1,572,679	13,672,390

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）を示すもの（総務省事務通達）であり、下記は其中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

- ※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
- ※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策
- ※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること
事例) 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など
- ※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険、年金 など
- ※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など